

【返戻金制度に関する事項】

当社は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けております。

- ・ 紹介手数料の 5 0 % に相当する額を上限とし、返金額を決定するものとします。
- ・ 求職者が、求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払い戻しは、行わないものとします。

※返戻条件等の詳細については、『人材紹介契約書』において定めております。

47-ユ-300138

株式会社沖縄タイムエージェント